

令和4年第3回定例会

決算特別委員会審査順序表

令和4年9月15日・16日

第3・第4委員会室

- 1 議案第114号～議案第119号の審査（計6件）
 - （令和3年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）
 - （令和3年度青森市病院事業会計決算）
 - （令和3年度青森市下水道事業会計決算）
 - （令和3年度青森市農業集落排水事業会計決算）
 - （令和3年度青森市水道事業会計決算）
 - （令和3年度青森市自動車運送事業会計決算）

決算特別委員会委員

[令和4年
第3回定例会]

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	赤平 勇人	13	中村 節雄
2	○ 奈良 祥孝	15	中村 美津緒
3	橋本 尚美	16	○ 神山 昌則
4	中田 靖人	17	山脇 智
5	○ 軽米 智雅子	19	○ 村川 みどり
6	山崎 翔一	22	○ 小豆畑 緑
7	澁谷 洋子	24	渡部 伸広
9	万徳 なお子	25	舘山 善也
10	竹山 美虎	27	○ 藤田 誠
12	山本 治男	29	丸野 達夫

○は各会派の理事

(令和4年第3回定例会)

決算特別委員会質疑順番予定表

順番	氏名	会派
1	中田靖人 委員	自由民主党
2	澁谷洋子 委員	あおもり令和の会
3	橋本尚美 委員	市民クラブ
4	村川みどり 委員	日本共産党
5	渡部伸広 委員	公明党
6	山脇智 委員	青森無所属の会
7	山崎翔一 委員	あおもり令和の会
8	奈良祥孝 委員	市民クラブ
9	赤平勇人 委員	日本共産党
10	藤田誠 委員	青森無所属の会
11	丸野達夫 委員	自由民主党
12	万徳なお子 委員	日本共産党
13	中村節雄 委員	自由民主党
14	神山昌則 委員	あおもり令和の会
15	中村美津緒 委員	あおもり令和の会

決算特別委員会質疑者一覧表

会 派 名 (会派構成人数)	委員数	委 員 名	質疑	会派持ち時間
自 由 民 主 党 (9 人)	5 人	中 田 靖 人	○	1 5 3 分
		山 本 治 男		
		中 村 節 雄	○	
		小豆畑 緑		
		丸 野 達 夫	○	
あおもり令和の会 (9 人)	5 人	山 崎 翔 一	○	1 5 3 分
		澁 谷 洋 子	○	
		中 村 美津緒	○	
		神 山 昌 則	○	
		◎ 舘 山 善 也		
市 民 ク ラ ブ (6 人)	3 人	奈 良 祥 孝	○	1 0 2 分
		橋 本 尚 美	○	
		竹 山 美 虎		
日 本 共 産 党 (5 人)	3 人	赤 平 勇 人	○	8 5 分
		万 徳 なお子	○	
		村 川 みどり	○	
公 明 党 (3 人)	2 人	軽 米 智雅子		5 1 分
		○ 渡 部 伸 広	○	
青 森 無 所 属 の 会 (3 人)	2 人	山 脇 智	○	5 1 分
		藤 田 誠	○	
計	2 0 人		1 5 人	5 9 5 分

令和4年第3回青森市議会定例会 決算特別委員会開催要領

(1) 開催日数について

2日間（9月15日・16日）開催する。

(2) 会議時間について

午前10時から午後5時までとする。

(3) 休憩時間について

昼食のため60分、また、午後トイレタイムとして適宜30分程度設ける。

(4) 発言時間（答弁を含む）について

ア 会派持ち時間制（小数点以下は切り捨て）とする。

会派持ち時間＝実質会議時間÷全議員数×会派所属議員数

$$\begin{array}{ccccccc} \text{実質会議時間} & & \text{会議時間} & & \text{休憩時間} & & \text{採決に要する時間} \\ 600 \text{分} & = & 420 \text{分} \times 2 \text{日} & - & 90 \text{分} \times 2 \text{日} & - & 60 \text{分} \end{array}$$

〔会派所属議員数と会派持ち時間の関係〕

会派所属議員数（人）	9	6	5	3
会派持ち時間（分）	153	102	85	51

イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。

ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。

エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止対策に呼応した
令和4年第3回青森市議会定例会の運営スキーム（抜粋）

【趣 旨】

令和4年第3回青森市議会定例会の運営について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、青森市議会会議規則等各種規定のほか、以下の運営スキームのとおり実施するものとします。

1. ～3. 【省略】

4 予算・決算特別委員会

- ① 委員会室内は、通常時よりも委員同士の間隔を広げたレイアウトとすること。
- ② 質疑は議案に直接関連するもののみとし、出席する理事者は質疑者ごとに入替え制とすること。
→ 各質疑者は、あらかじめ協力できる範囲内において、答弁（再質疑を含める。）を求める部局を議会事務局に報告することとする。
- ③ 所管部局による要旨等聴取りは、各会派内で調整の上、「密集場所」・「密接場面」を避けたものとなるよう、聴取り指定時間を複数日に分けたり時間差で行うなどの工夫をすること。
→ 聴取り場所については、議会棟ホワイエ 2 か所（日本共産党会派控室の隣、第2議員応接室の隣）のほか、第1・2・3議員応接室及び第1・2委員会室を開放すること。
- ④ 委員会室の一番奥のドア（第4委員会室階段側）を常時開放することとし、概ね1時間ごとに10分程度休憩を挟むこと。（同一質疑者の質疑途中での休憩は入れない）
- ⑤ 演台へのアクリル板設置に伴い、演台で発言する場合に限り、マスクを着用せずに発言することを認めるが、次のことを遵守すること。
 - ア 演台での発言に当たり、マスクを外し、または発言終了後マスクをつけるときは、演台アクリル板の前で行うこと。
 - イ 外したマスクは衣服のポケットに入れるか、あるいは演台に準備するペーパーハンドタオルに包み演台上に置くこと。なお、使用したペーパーハンドタオルは、自席まで持ち帰り適切に処分すること。
 - ウ 演台での発言を終え自席に戻るときは、マスクを着用して発言した場合であっても、演台に設置するアルコールにより手指消毒を行うこと。